

資 料 第 1 目 次

第 503 回 福井地方最低賃金審議会 (R5. 8. 7)

番号	資 料 名	頁
1	福井県最低賃金の改正決定に関する報告書	1
2	令和 5 年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解	5
3	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県紡績, 化学繊維、織物、染色整理業最低賃金）	9
	申出書審査票	11
4	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金）	13
	申出書審査票	15
5	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県電気機械器具製造業（略称）最低賃金）	17
	申出書審査票	19
6	改正決定の必要性の有無について諮問文（福井県百貨店, 総合スーパー最低賃金）	21
	申出書審査票	23
7	特定最低賃金 改正審議資料 最低賃金に関する基礎調査結果	別綴

令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井地方最低賃金審議会
福井県最低賃金専門部会
部会長 井花 正伸

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 7 月 26 日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 3 年 10 月 1 日発効の福井県最低賃金（時間額 858 円）は令和 3 年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
井花 正伸	九野 光佑	江端 誠一郎
上野 祐夫	小林 一	酒井 尚之
岡崎 英一	玉川 忠春	山埜 浩嗣

福井県最低賃金

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 9 3 1 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 858 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）
の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額(93,262 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金の下回っていることは認められなかった。

（註）1 か月換算額

$858 \text{ 円（福井県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 か月平均法定労働時間数）} \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 121,682 \text{ 円}$

令和 5 年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

福 井 県 最 低 賃 金 専 門 部 会
令 和 5 年 8 月 7 日

1 令和 5 年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 888 円を 43 円引上げ、時間額 931 円とする

2 (1) 福井県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力）のデータに基づき公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安（Ｂランク 40 円）は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、当審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記 3 要素のほか、県内の就労人口減少に係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

ア 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃金妥結状況は、連合福井の集計結果では全体で 3.73% 引上げとなっており、30 年ぶりに高い水準となった。同じく福井県経営者協会の中間集計では 3.34% 引上げとなっている。福井商工会議所の特別調査では賃上げ率が「2 ～ 3 % 台」が 34.6% と最も多く、次いで「4 ～ 5 % 台」が 30.4 % となっている。賃金改定状況調査では第 4 表 のＢランクにおける賃金上昇率は 2.0% であり、福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査結果の 2.1% も同水準となった。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

また、パートタイム労働者の 1 求人あたりの募集金額下限額は平均 1,003 円(本年 5 月) で推移し、賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模 10 人以上、令和 4 年）は 180.8 千円で推移している。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されるところ、次に示す各種統計資料のほか、使用者代表委員からの現状報告により県内の中小零細企業の現況把握に努めた。

福井商工会議所の景気見通し調査による採算(収支) は昨年と比べ全業種で ▲ 39.6% (+ 6.4 ポイント) と改善傾向にある。福井県商工会連合会の中小企業景気動向調査による採

算は、本年１～３月に比べ４～６月期は全体でやや改善（▲42.3%→▲38.1%）となっている。これらは改善の方向を示しているが、マイナス圏内で推移していることから、全体的に悪いことに留意する必要がある。また、福井県鉱工業指数では生産は令和４年９月以降、前年同月比マイナス圏内（本年５月では▲14.6%）で推移している。

国内企業物価指数は本年６月で前年比４.1%となっており、依然として消費者物価を上回っている。企業経営ではコントロールできないコストがあり、特にエネルギーコストは繊維業や共同店舗等の大型商業施設では非常に影響が大きいものとなっている。また、電気料金の負担増に対するこれまでの行政の支援は、一般的に事業所で使用される高圧契約に対しては不十分との意見があった。

コスト上昇に対する価格転嫁の状況は、本年３月期の福井商工会議所の特別調査では、約８割の事業所が価格転嫁するも、コスト上昇分を十分に転嫁できていない。

ウ 労働者の生計費

消費者物価指数（福井市）は、昨年度の最低賃金が発効した令和４年１０月から本年６月までの「持家の帰属家賃を除く総合」で前年同期比が４.26%（単純平均）上昇している。上記ア記載の春季賃金妥結状況や各種賃金実態調査の上昇率と比べると、賃上げの状況は物価の上昇に追い付いていない。

令和４年４月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、１人世帯又は２人世帯で標準生計費に対する賃金時間単価は９１７円５１銭又は９３０円２５銭が必要であり、昨年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると９４４円２１銭又は９５７円３２銭を満たす必要がある。

毎月勤労統計地方調査結果（福井県）では、実質賃金指数が令和４年１月以降、前年同月比がマイナス圏内（本年５月分では▲6.36%）で推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェッジでは、県内での最低生活費は１６万５千円で、時間単価１,０００円が必要との意見である。一方、全労連では、全国どこでも時給１,５００～１,６００円が必要との意見である。

エ 地域間格差

今年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、「深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白（連合福井）」「最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床になっている（全労連東海北陸地協）」「最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞する要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極

めて有効である（福井弁護士会）」「北陸三県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点から格差の是正は、早期に解消すべき大きな課題と認識しており、本県の有効求人倍率は、本年５月時点で１.96倍と４５か月連続１位となっており、企業における人手不足感はより一層高まっている。そこで、若者や外国人材の都市への流出を防ぐため、地域間の賃金格差を是正する必要がある（福井県知事）」、以上のようなものがあった。

総務省統計局の労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）によれば、令和４年において就業者数は、目安Ａランク６都府県全てで増加しているのに対し、Ｂランク及びＣランクの４１道府県中、福井県を含む２７道府県で減少している。

連合は、住民基本台帳人口移動報告（移動率、２０２１）を基に作成した地域別最低賃金と若者の転入超過率を測ると相関関係が現れていると指摘する。

最低賃金の格差是正については、これまで当審議会においても議論をしてきたが、若者や外国人材の都市への流出防止は、長期的には県内事業者の利益に通じるものであることから、改めてその重要性を議論した。

（２）改正額

消費者物価指の上昇を背景に、長期にわたり実質賃金が目減りし、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生計費を確保することが重要である。春季賃金妥結状況等が高い水準となっても、消費者物価の高騰はこれを上回っている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、企業収益や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

また、地域間格差の是正縮小についても、就労人口の減少を防止するうえで、これを考慮する必要がある。

そこで、今年度の改正額は、最低賃金法第９条第２項の３要素に、最低賃金の地域間格差を検討要素に加え、これらを総合的に勘案し、上記１のとおりとする。



福井労発基 0807 第 1 号
令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 28 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成 6 年福井労働基準局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う5組合(セーレン労働組合、サカイオーベックス労働組合、ウラセ労働組合、マルサンアイ労働組合、KBセーレン労働組合)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら全ての組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	5,933名
申出書記載の労働協約適用労働者数	2,326名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の39.2%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受け

ており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長林憲治に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 971 円(時間額) (別紙参照)



福井労発基 0807 第 2 号
令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 26 日付けをもって申出代表者 J A M 北陸執行委員長宮崎敏裕から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



福井労発基 0807 第 3 号
令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 26 日付けをもって申出代表者電機連合福井地方協議会議長山田佐智生から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行う者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う7組合(福井村田製作所労働組合、パナソニックインダストリー労働組合福井支部、パナソニックオートモーティブシステムズ労働組合若狭支部、日本電産テクノモータ小浜労働組合、ニチコン大野労働組合、アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合福井支部、パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 11,541名

申出書記載の労働協約適用労働者数 6,519名 ※

※パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部は除く。

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の 56.5%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね 3 分の 1 以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 993 円（時間額）（別紙参照）



福井労発基 0807 第 4 号
令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 26 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 24 年福井労働局最低賃金告示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主（法人の場合は法人）をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う9組合（平和堂労働組合アルプラザアミ支部、平和堂労働組合アルプラザベル支部、平和堂労働組合アルプラザ鯖江支部、平和堂労働組合アルプラザ武生支部、平和堂労働組合アルプラザ敦賀支部、P L A N T労働組合、全ユニー労働組合アピタ福井分会、全ユニー労働組合アピタ福井大和田分会、全ユニー労働組合アピタ敦賀分会）は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件（概ね3分の1以上について）

申出書記載の適用労働者数	1,448名
申出書記載の労働協約適用労働者数	781名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の53.9%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 910 円又は地域別最低値賃金＋20 円 （別紙参照）